

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 1 3 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、法人市町村民税の法人税割、固定資産税の納期及び中之島町の都市計画税については次のとおりとする。

1 法人市町村民税の法人税割

合併年度及びそれに続く 3 か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びそれに続く 3 か年度は現行どおりとする。

2 固定資産税の納期

合併年度は現行どおりとし、その翌年度から中之島町及び山古志村の制度に統一する。

3 中之島町の都市計画税

合併年度及びそれに続く 5 か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度は現行どおりとし、それに続く 5 か年度は段階的に調整した税率とする。